

平成29年さいたま市議会9月定例会提出議案一覧

合計32件（専決処分報告議案1件・予算議案4件・決算議案4件・条例議案7件・一般議案6件・道路議案2件・人事議案8件）

《専決処分報告議案》

議案第141号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第4号））

《予算議案》

議案第142号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

議案第143号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第144号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第145号 平成29年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

《決算議案》

議案第146号 平成28年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第147号 平成28年度さいたま市水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

議案第148号 平成28年度さいたま市病院事業会計決算の認定について

議案第149号 平成28年度さいたま市下水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について

《条例議案》

議案第150号 さいたま市個人情報保護条例及びさいたま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局総務部行政透明推進課）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

- 1 個人情報の定義の見直し
 - ・ 個人情報の定義を明確化し、個人識別符号が含まれるものを加えるもの。
- 2 事業者への適用規定の見直し
 - ・ 全ての事業者が個人情報保護法の適用を受けることとなったことに伴い、同法と条例の重複部分について規定を削除するもの。
- 3 要配慮個人情報の保護
 - (1) 法と同様に要配慮個人情報を新たに定義するもの。
 - (2) 原則として、要配慮個人情報を収集してはならないこととするもの。
 - (3) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨をあらかじめ市長に届け出なければならないこととするもの。
- 4 さいたま市情報公開条例の一部改正
 - ・ 情報公開法の一部改正を踏まえ、個人に関する情報の定義を明確化するもの。

5 規定の整備

- ・ さいたま市個人情報保護条例の一部改正に伴い、引用している条例の条項を整備するもの。

(施行期日) 1、2及び4は公布の日、3及び5は平成30年4月1日

議案第151号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局まちづくり推進部市街地整備課)

租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している租税特別措置法施行令「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第152号 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正による支給認定証の任意交付化等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 支給認定に係る事項を記載した通知による受給資格等の確認
 - ・ 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合において、支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていないときは、支給認定に係る事項を記載した通知により、受給資格等を確認することとするもの。
- 2 規定の整備
 - ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用条項を整備するもの。

(施行期日) 公布の日(2については、平成30年4月1日)

議案第153号 さいたま市勤労女性センター条例を廃止する等の条例の制定について

(所管課所・経済局商工観光部労働政策課)

さいたま市勤労女性センターの用途を転換して、同センターに併設されているさいたま市大宮体育館の施設として有効活用を図るため、条例の改廃を行うもの。

(内容)

- 1 さいたま市勤労女性センター条例の廃止
 - ・ さいたま市勤労女性センターの用途転換に伴い、条例を廃止するもの。
- 2 さいたま市体育館条例の改正
 - ・ さいたま市大宮体育館の施設として、新たに軽運動室、講習室、研修室A・B・C及び料理室を設け、その利用料金を定めるもの。
- 3 経過措置
 - ・ 平成29年度中にさいたま市勤労女性センターを利用した団体は、平成35年3月31日までの間、さいたま市体育館条例の規定に従い、2の施設等を利用できることとする。

るもの。

(施行期日) 平成30年4月1日

議案第154号 さいたま市地域公共交通協議会条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部交通政策課)

地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議等を行い、並びに市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な協議を行うため、「さいたま市地域公共交通協議会」を設置するもの。

2 所掌事務

- ・ 協議会は、次に掲げる事務を所掌するもの。
 - (7) 地域公共交通網形成計画の作成及び変更に関する協議
 - (4) 地域公共交通網形成計画の実施に関する協議
 - (9) 地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る連絡調整
 - (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議
 - (6) 市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保のために必要な協議

3 組織

- (1) 委員の定数を30人以内とするもの。
- (2) 委員は、学識経験を有する者、公共交通事業者等の代表者、一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者、自治会、市民団体その他の関係団体の代表者、公募による市民、関係行政機関の職員、市職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

4 任期

- ・ 委員の任期は2年とし、再任を妨げないこととするもの。

5 会長

- ・ 協議会に、委員の互選による会長を置くこととするもの。

6 会議

- (1) 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となることとするもの。
- (2) 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととするもの。
- (3) 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとするもの。

7 専門部会

- ・ 協議会は、専門の事項の協議を行うため、専門部会を置くことができることとするもの。

8 庶務

- ・ 協議会の庶務は、都市局において処理することとするもの。

(施行期日) 平成30年3月1日

議案第155号 さいたま市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部都市計画課)

国土交通省が定める屋外広告物条例ガイドラインの一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 屋外広告物規制の運用の弾力化

- ・ 公益上必要な施設等に表示する広告物等で、その広告料収入を当該施設等の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、市長の許可を受けた場合、屋外広告物の禁止地域等に係る規定を適用除外とするもの。

2 屋外広告物の安全管理の強化

- (1) 屋外広告物の表示者、設置者及び管理者に加え、所有者又は占有者にも、屋外広告物の補修その他必要な管理を行う義務があることを明確化するもの。
- (2) 屋外広告物の所有者又は占有者は、屋外広告物等の専門的知識を有する者に、当該屋外広告物の劣化及び損傷の状況を点検させなければならないこととするもの。
- (3) 屋外広告物の表示又は設置の許可の更新申請時等に、(2)の点検結果の提出を義務付けることとするもの。

3 許可手数料の減免

- ・ 市長は、必要があると認めるときは、許可手数料を減額し、又は免除することができることとするもの。

(施行期日) 平成29年12月1日(2(3)については、平成30年4月1日)

議案第156号 さいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・都市局都市計画部みどり推進課)

水防法等の一部を改正する法律における独立行政法人水資源機構法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している独立行政法人水資源機構法「第12条第1項(同項第4号を除く。)」を「第12条第1項(同項第5号を除く。)」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

議案第157号 (仮称)見沼区片柳地区消防署建設(建築)工事請負契約について

(所管課所・消防局総務部消防施設課)

(内容)

1 契約の目的

(仮称)見沼区片柳地区消防署建設(建築)工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

1 4 億 1, 4 8 0 万円

4 契約の相手方

八生・中島・ハイシマ特定共同企業体

議案第 1 5 8 号 財産の取得について（屈折はしご付消防ポンプ自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

災害現場における消防活動に必要な屈折はしご付消防ポンプ自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

屈折はしご付消防ポンプ自動車 1 台

2 取得先

埼玉消防機械株式会社中央支店

3 取得額

1 億 2, 4 7 4 万円

議案第 1 5 9 号 財産の取得について（救急自動車）

（所管課所・消防局警防部警防課）

救急現場における救急救命活動に必要な救急自動車を取得するため、議決を求めるもの。

（内容）

1 物件の表示

救急自動車 6 台

2 取得先

埼玉トヨタ自動車株式会社

3 取得額

1 億 8, 5 5 8 万 7, 2 0 0 円

議案第 1 6 0 号 損害賠償の額の決定について

（所管課所・水道局給水部北部水道建設課）

平成 2 9 年 2 月 6 日老朽管布設替工事に伴い実施した洗管作業により、濁りが生じた水道水が市内西区宮前町に所在する相手方工場の給水装置に流入し、相手方が生産している製品に損害が生じたことから、損害賠償の額を定めることについて、議決を求めるもの。

（内容）

1 損害賠償額

4 9 6 万 8, 5 3 8 円

2 相手方

高田製薬株式会社

議案第 1 6 1 号 指定管理者の指定について（さいたま市子ども家庭総合センター）

（所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課子ども総合センター
開設準備室）

（内容）

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内浦和区上木崎4丁目4番10号
- (2) 名称 さいたま市子ども家庭総合センター

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内浦和区常盤5丁目2番18号
- (2) 名称 アイル・オーエンスグループ
- (3) 代表者 アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 田口 幸隆

3 指定する期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

議案第162号 町の区域を変更することについて

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業北袋町1丁目土地区画整理事業の工事に伴い、整備後の道路境界に合わせて町の区域を変更するため、議決を求めるもの。

《道路議案》

議案第163号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	6路線	
開発	4路線	計10路線

議案第164号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一般	1路線	
開発	0路線	計1路線

《人事議案》

議案第165号 人事委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人事委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

議案第166号・議案第167号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

議案第168号～議案第172号 さいたま市議会資産等公開審査会委員の委嘱について

(所管課所・総務局総務部総務課)

さいたま市議会資産等公開審査会委員に委嘱するため、同意を求めるもの。